

## 平成30年第10回玉名市農業委員会総会議事録

平成30年9月5日（水）午後2時 玉名市民会館 会議室

1. 本日の出席農業委員は、次のとおりである。

1番	永田 知博	2番	鶴田 克士	3番	赤松 繁之	4番	竹下 宏介
5番	浦谷 幸司	6番	縄田伊知郎	7番	下川 安	8番	船津 和利
9番	澤村 哲志	10番	田上 一	11番	福田 友明	12番	中島 浩輔
13番	小川 信孝	14番	高田 優子	15番	吉田 孝壽	16番	島村 秀敏
17番	永田 眞一	18番	堀田 昌子	19番	村端 一弘		

2. 本日の欠席農業委員は、次のとおりである。

0名

3. 本日の出席農地利用最適化推進委員は、次のとおりである。

推1	水本 信之	推2	植野 司	推3	松本 恒幸	推4	土田 健一
推5	小山 勝男	推6	森川 正志	推7	増本 龍雄	推8	岡村 栄一
推9	橘 一輝	推10	栗田 稔	推11	小山久仁江	推12	西分 幸夫
推13	徳井 勝美	推14	永田 光秀	推15	楯岡 秀昭	推16	井上 道明
推17	中山 一久	推18	坂本 修	推19	平野 秀正		

4. 本日の欠席農地利用最適化推進委員は、次のとおりである。

0名

5. 説明のために出席した職員は、次のとおりである。

局長	二階堂正一郎	次長	小山 博	係長	竹森 明德	参事	松倉 司
主査	渡邊布由紀	主任	大原 三和				

6. 議事参与が制限された委員数は、次のとおりである。

1名

### 議 題

第48号 農地法第3条の規定による許可申請について  
第49号 農地転用許可後の事業計画変更承認申請について  
第50号 農地法第4条の規定による許可申請について  
第51号 農地法第5条の規定による許可申請について  
第52号 農用地利用集積計画の決定について

### 報 告

第24号 農地の賃貸借及び使用貸借解約通知書について（18条）

## 1. 開 会

○事務局長（二階堂正一郎君） 皆様こんにちは。定刻となりましたので始めたいと思います。本日は委員総数19名のうち19名、また、最適化推進委員総数19名のうち19名ということで、全員の御出席でございます。

玉名市農業委員会会議規則第6条の規定により会議は成立しておりますので、ただいまから平成30年第10回玉名市農業委員会総会を開会いたします。

-----○-----

## 2. 会長挨拶

○事務局長（二階堂正一郎君） まず、永田会長より御挨拶をいただきまして、引き続き会議規則第4条の規定により議長をお願いし、議事の進行をお願いいたします。

○会長（永田知博君） それでは、皆さんこんにちは。台風21号でございますけれども、本県あたりはおかげさまで運良くそれてくれました。何の被害も発生はしておりませんが、京阪神地区あたりになりますと大変な被害が出ておるようでございます。また7名という犠牲者も出ておりまして、本当に自然の猛威の強さといえますか、最近は本当にびっくりするような自然の猛威がふるっております。なるべくそういう目に遭わないのが一番いいんではありますけれども、なにせ自然のことでわかりませんが、おかげさまで今年は、何とか今、21号までは逃れました。しかし、今年あたりは非常に暑さも違いますので、まだまだ来るような気もいたします。気をゆるめずにひとつお互いに頑張ってまいりたいと思っております。

-----○-----

## 3. 議事録署名委員指名

○議長（永田知博君） それでは、早速でございますけれども議事に入りたいと思います。

本日は、議案は、議第48号より議第52号までの42件と、報告第24号の7件が提案されております。慎重なる御審議よろしくをお願いいたします。

それでは、本日の議事録の署名委員は、6番の縄田委員と7番の下川委員をお願いいたします。

また、発言の際には、議員番号と氏名、推進委員の皆さんからの発言の場合は、机上板に示してあります推進委員番号の前に推進委員何番と氏名を述べた上で発言をお願いいたします。

-----○-----

## 4. 議 事

○議長（永田知博君） それでは、議事に入ります。

議第48号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

それでは、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長（二階堂正一郎君） 1 ページをお願いいたします。

議第48号、農地法第3条の規定による許可申請について。農地法第3条第1項の規定による下記農地の所有権移転及び使用貸借権設定許可申請について許可するものとする。平成30年9月5日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博。

1番、福岡県春日市と築地の申請人で、築地の田841㎡を労力不足と経営拡張により売買するものです。

2番、大浜町の申請人で、大浜町の田740㎡を労力不足と小作地取得により売買するものです。

3番、滑石と玉名の申請人で、滑石の田505㎡外2筆、計4,400㎡を農業者年金受給再設定のために使用貸借権を結ぶものです。議第48号4番と関連しております。

2ページ目です。

4番、滑石と玉名の申請人で、滑石の田960㎡を相手方の要望と経営拡張により使用貸借権を結ぶものです。議第48号3番、報告第24号3番と関連しております。3番と4番が合わせまして5反要件の要件をみたすことになっております。

5番、立願寺と山部田の申請人で、寺田の畑1,160㎡を労力不足と経営拡張により売買するものです。報告第24号5番と関連しております。

6番、岱明町の申請人で、岱明町上の畑1,125㎡外2筆、計の2,122㎡を生活資金充当と経営拡張により売買するものです。

7番、千葉県千葉市と岱明町の申請人で、岱明町中土の田807㎡外1筆、計1,067㎡を労力不足と経営拡張により売買するものです。報告第24号1番と関連しております。

8番、千葉県千葉市と岱明町の申請人で、岱明町中土の田1,844㎡外1筆、計2,171㎡を労力不足と経営拡張により売買するものです。

3ページをお願いします。

9番、河崎と岱明町の申請人で、岱明町鍋の田270㎡外3筆、計1,624㎡を債務整理と経営拡張により売買するものです。

10番、荒尾市と岱明町の申請人で、岱明町鍋の田639㎡外1筆、計1,636㎡を贈与により所有権移転するものです。

11番、玉東町と岱明町の申請人で、岱明町鍋の田444㎡外1筆、計727㎡を労力不足と経営拡張により貸借権を結ぶものです。

12番、横島町の申請人で、横島町横島の田2,661㎡を子へ贈与するものです。

13番、天水町の申請人で、天水町立花の田1,111㎡を農業者年金受給のための使用貸借権を結ぶものです。

14番、天水町の申請人で、三ツ川の畑1,033㎡外1筆、計3,118㎡を経営移譲のため使用貸借権を結ぶものです。

15番、立願寺外と天水町の申請人で、天水町小天の畑2,672㎡外1筆、計3,548㎡を贈与するものです。

以上15件、合計27,886㎡につきまして、農地法第3条第2項、各号の禁止規定から申請内容を審査し、取得後の全ての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係も問題がないこと、下限面積要件も超えていることから、許可要件の全てをみたしているものと判断し、御提案しております。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

委員の皆さんに一つお願いいたします。ただいま議案の説明中でございますので、なるべく私語をお慎みいただきたいと思います。

それでは、ただいま事務局の説明が終わりました。

受付番号1番より順次委員の説明をお願いいたします。

1番からどうぞ。

○3番（赤松繁之君） はい、3番、赤松です。1番の案件について御説明いたします。

譲渡人と譲受人は親戚だそうで、労力不足と経営拡張で、買われたところには米を作られるそうで、下限面積もみたしております、何ら問題なく許可相当と思います。

以上です。

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございました。

それでは、2番、どうぞ。

○推3番（松本恒幸君） 推進委員3番、松本です。2番の案件について御説明いたします。

譲受人は現在認定農家として、年は80歳となっておりますけれども精一杯頑張っておられますので、そしてまた下限面積もクリアしておりますので、何ら問題ないと思いますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは、3番、お願いします。

○7番（下川 安君） 7番の下川です。3番について説明します。

使用貸人と使用借人は親子ということで、農業者年金のための再設定ということの申請です。経営面積が4,400㎡で下限面積には達してないんですけども、次

の4番で使用貸人と使用借人がおじ、おいという関係で、これについては相手方の要望、それからおいの方の経営拡張ということで、4,400㎡に960㎡をたしますと下限面積にも達しますので、問題ないというふうに思います。

以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは、4番、お願いします。

失礼しました。5番です。お願いします。

○8番（船津和利君） 8番の船津です。譲渡人は労力不足と譲受人は経営拡張ということで、下限面積もみたされており、許可相当と判断します。

以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは、6番、お願いいたします。

○11番（福田友明君） 11番、福田でございます。

今回提出された申請物件は、1,125㎡外合計の2,122㎡でございます。譲渡人は生活資金充当のため、そしてまた、譲受人は熊本県下でも一、二番の酪農家でございます。経営拡張のためでございます。何ら問題なく許可相当と判断いたしました。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは、7番、お願いします。

○推11番（小山久仁江君） はい、推進委員11番の小山です。7番の案件について説明します。

譲渡人は千葉におられて、後継者もいらっしゃらなく労力不足です。譲受人は経営拡張ということで、下限面積もみたしており、何も問題なく許可相当と判断しました。

8番の案件について説明します。

8番の案件も譲渡人は7番と同じ方で労力不足、譲受人はこの申請地の一部を小作しておられましたが、このたび経営拡張ということで、下限面積もみたしており、何も問題なく許可相当と判断しました。

以上です。

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございました。

それでは、9番、お願いします。

○13番（小川信孝君） 13番、小川です。9番、10番、11番の案件について御説明いたします。

まず9番について。

相続財産管理人による財務整理と譲受人によるところの経営拡張です。  
続きまして、10番について説明します。

こちらは義理の兄弟への贈与にあたります。

次に11番について説明します。

これは労力不足と経営拡張により賃借権契約するものです。

以上3件について、譲受人は同人であり、長年農業をしており、9番、10番、  
11番の面積を含めると下限面積もみたされ、許可相当と判断します。

よろしくお願ひします。

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございました。

それでは、12番をお願いいたします。

○14番（高田優子君） 14番、高田です。12番の案件について御説明申し上げます。

譲渡人と譲受人は親子関係で、何ら問題なく許可相当と思います。御審議よろしく  
お願いいたします。

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございました。

それでは、13番、お願いします。

○18番（堀田昌子君） はい、18番、堀田です。13番の案件について説明します。

使用貸人と使用借人は親子関係です。農業者年金受給のためで、許可相当と判断  
します。

次に、14番の案件について説明します。

使用貸人と使用借人は親子関係です。一緒に農業をしている子に経営を一部移譲  
するものです。許可相当と判断いたします。

以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは、15番、お願いします。

○19番（村端一弘君） 19番、村端です。15番の案件について説明します。

譲渡人と譲受人は親戚関係にあり、労力不足と経営拡張ということで、何ら問題  
ないと思います。審議のほどよろしくお願ひします。

以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

ただいま、委員の説明が1番から15番まで終わりました。皆さんより何か御質  
問、御意見などはございませんでしょうか。

（なしの声）

○議長（永田知博君） 御意見、御質問もないようでございますので、採決に移ります。

議第48号、農地法第3条の規定による許可申請について、原案のとおり許可することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

(全員 挙手)

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございました。

異議がないものと認め、議第48号については許可することに決定しました。

次に、議第49号、農地転用許可後の事業計画変更承認申請についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長（二階堂正一郎君） 5ページをお願いします。

説明の前に訂正がありますので、訂正のほうをよろしくをお願いします。

2番の転用目的ですけれども、個人住宅というのが貸住宅の誤りでしたので、訂正のほどよろしくをお願いします。

それでは説明いたします。

議第49号、農地転用許可後の事業計画変更承認申請について。農地法第5条第1項の規定による農地転用許可後の下記農地の事業計画変更承認申請について意見決定するものとする。平成30年9月5日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博。

1番、申請物件が松木の田316㎡で、当初共同住宅の転用目的であったところを、備考欄の理由により計画を断念し、今回承継者の個人住宅建設に計画を変更するとのことで、次の議第51号2番と関連しております。

2番、申請物件が岱明町下前原の田546㎡で、当初は貸住宅としての転用目的であったところを、備考欄の理由により計画を断念し、今回承継者が共同住宅を1棟建てるということで変更するというものです。次の議第51号9番と関連がございます。

以上2件、合計862㎡を御提案しております。

去る9月3日に地元委員同道の上、現地調査も行っております。

よろしくをお願いいたします。

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございました。

事務局の説明が終わりました。

受付番号1番より、順次委員の説明をお願いいたします。

1番からどうぞ。

○3番（赤松繁之君） 3番、赤松です。1番の案件について御説明いたします。

1番の案件はですね、平成7年6月5日許可後、当初の計画は共同住宅を建設予定でしたが、家族の反対があり計画を進行することができなくなり、管理会社とトラブルがあって計画が頓挫したために、そのままでしたので、今回、継承者に受け

継がれ何ら問題ないと思います。

以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは、2番、お願いいたします。

○10番（田上 一君） 10番、田上です。

この件も事務局から説明がありましたとおり、許可を受けて親族に住宅を賃貸する予定だったが、親族がほかの地域に移住することになったので計画ができなくなったということで、計画変更になったものです。51号の9番に関連しておりますので、よろしく願います。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

ただいま、委員の説明が終わりました。1番、2番について、何か御意見、御質問はございませんでしょうか。

（なしの声）

○議長（永田知博君） 御意見、御質問もないようでございますので、議第49号、農地転用許可後の事業計画変更承認申請について、原案どおり承認することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

異議がないものと認め、議第49号は承認することに決定しました。

次に、議第50号、農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長（二階堂正一郎君） 6ページをお願いいたします。

議第50号、農地の転用許可申請について。農地法第4条第1項の規定による下記農地の転用許可申請について意見決定するものとする。平成30年9月5日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博。

1番、申請物件が松木の田621㎡外1筆、計の1,078㎡で、転用目的が個人住宅及び資材置場での申請です。都市計画法に規定する用途地域内の農地であり、第3種農地と判断しております。

2番、申請物件が小浜の田336㎡で、転用目的が農業用施設への申請です。農地区分は、概ね10ha以上の一団の農地内に所在する農地で、第1種農地と判断しております。第1種農地は原則不許可となるところですが、農業用施設用地として例外的に許可を可能となるものです。

以上2件、合計1,414㎡につきまして、申請内容を農地転用許可基準全ての

項目ごとに適合するか審査した結果、いずれも不都合のないものと判断し、御提案しております。去る9月3日に地元委員同道の上、現地調査も行っております。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございました。

ただいま、事務局の説明が終わりました。

受付番号1番より順次委員の説明をお願いいたします。

○3番（赤松繁之君） 3番、赤松です。1番の案件について御説明いたします。

申請人は建築業を営んでいて、現在の場所では手狭になったために今回の計画となったそうです。場所は九州プラスチックの東側で、周りは宅地化された一画です。道路より少し低いために7、80cmぐらい盛土をして、周りをU型側溝で囲み境にするそうです。建物は木造平屋建ての駐車場、それに資材置場が457㎡で、給排水は申請地の北側道路より公共の上下水道を引き込み利用するそうです。雨水は雨水枡を設置し、道路側溝へ接続放流です。北側、東側、南側は市道です。都市計画区域内の第3種農地であり、現地調査の結果、許可相当と思います。

以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは、2番、お願いいたします。

○推2番（植野 司君） 推進委員2番、植野です。

申請人は小浜地区で営業を営む農業法人です。事業の内容は、農業用倉庫を建築し、農業用機械を格納するものです。排水は特にありません。

以上、現地調査の結果、何ら問題なく、本件については許可相当と判断いたします。

以上です。

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございました。

ただいま、委員の説明が終わりました。1番、2番について、何か皆さん、御質問はございませんでしょうか。

（なしの声）

○議長（永田知博君） 御意見、御質問もないようでございますので、採決に移ります。

議第50号、農地法第4条の規定による許可申請について、原案どおり承認することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

異議がないものと認め、議第50号は承認することに決定しました。

次に、議第51号、農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といた

します。

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長（二階堂正一郎君） 7ページをお願いいたします。

議第51号、農地の転用許可申請について。農地法第5条第1項の規定による下記農地の転用許可申請について意見決定するものとする。平成30年9月5日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博。

1番、申請物件が立願寺の畑470㎡で、転用目的は個人住宅です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第2種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断しております。

2番、申請物件が松木の田316㎡で、転用目的は個人住宅です。農地区分は、都市計画法に規定する用途地域内の農地で、第3種農地と判断しております。先ほどの議第49号1番と関連しております。

3番、申請物件が六田の田93㎡外1筆、計297㎡で転用目的は個人住宅です。農地区分は、都市計画法に規定する用途地域内の農地で第3種農地と判断しております。

4番、申請物件が築地の畑1,042㎡外1筆、計2,027㎡で、転用目的は共同住宅2棟です。農地区分は、上下水管が埋設され、教育・医療機関が概ね500m以内に2つ以上のある農地で、第3種農地と判断しております。

5番、申請物件が山田の畑258㎡で、転用目的は個人住宅です。農地区分は、都市計画法に規定する用途地域内の農地で、第3種農地と判断しております。

6番、申請物件が伊倉北方の畑1,337㎡のうちの692㎡で、転用目的は廃棄物収集、処理施設です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第2種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断しております。

9ページをお願いします。

7番、申請物件が寺田の畑496㎡で、転用目的は個人住宅です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第2種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断しております。

8番、申請物件が月田の田520㎡外1筆、計1,413㎡で、転用目的は資材置場です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第2種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断しております。

9番、申請物件が岱明町下前原の田546㎡で、転用目的は共同住宅1棟です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第2種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断しております。先ほどの49号2番

と関連がございます。

10番、申請物件が岱明町高道の田463㎡で、転用目的は個人住宅です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第2種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断しております。

11番、申請物件が岱明町高道の田499㎡で、転用目的は個人住宅です。農地区分は、上下水管等が埋設され、教育・医療施設が概ね500m以内に2つ以上ある農地で、第3種農地と判断しております。

12番、申請物件が天水町立花の田335㎡で、転用目的は会社の社員住宅です。農地区分は、玉名市役所天水支所から概ね500m以内にある農地で、第2種農地と判断しております。

13番、申請物件が天水町立花の畑691㎡で、転用目的は駐車場です。農地区分は、農用地区域内の農地ではありますが、現在除外の公告縦覧中であります。除外の農地区分は、玉名市役所天水支所から概ね300m以内にある農地で、第3種農地と判断しております。

14番、申請物件が岱明町大野下の田232㎡外1筆、計の444㎡で、転用目的は個人住宅です。農地区分は、都市計画法に規定する用途区域内の農地で第3種農地と判断しております。

以上14件、合計の8,947㎡につきまして、申請内容を農地転用許可基準全ての項目ごとに適合するか審査した結果、いずれも不都合のないものと判断し、御提案しております。去る9月3日に地元委員同道の上、現地調査も行っております  
よろしくお願いたします。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

ただいま、事務局の説明が終わりました。議第51号は、受付番号12番につきましては始末書が提出されておりますので、委員の説明の前に事務局より始末書を読み上げます。

また14番につきましては、申請人が農地利用最適化推進委員の配偶者となっており、議事参与の制限がございますので、まず1番から13番までを審議し、そのあとに14番を審議いたします。

それでは、1番からよろしくお願いたします。

○推1番（水本信之君） 推進委員1番、水本です。1番の案件について御説明いたします。

譲受人は現在玉名市に在住しており、住宅が手狭になったため土地を購入し、個人住宅を建設する計画です。申請地は、九州看護福祉大学の南側、玉名バイパスの信号付近です。事業の内容は、木造2階建て住宅を建設し、駐車場などを整備する

ものです。給水については玉名市の公共上水道、生活雑排水については合併浄化槽を設置し、浄化後、南側市道側溝へ放流する。雨水については、敷地内に集水枡を設け、市道側溝へ放流する。申請地の周辺は南側は道路ですが、北側、東側、西側の一部が畑であるために、境界にブロックをつくり、土砂の流出がないようにするということでした。

以上、現地調査の結果、何ら問題なく、本件については許可相当と判断いたします。

以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございます。

それでは、2番、お願いします。

○3番（赤松繁之君） 3番、赤松です。2番の案件について御説明いたします。

申請人はアパート住まいで、子どもの成長に伴い個人住宅をとの思いの申請です。場所は九州プラスチック東側で、北側に市道が通りほかは宅地です。市道より低いためにブロックで囲み盛土をするそうです。建物は木造平屋建て、給排水は北側市道より公共上下水道を利用し、雨水は雨水枡を設置して北側市道側溝へ接続放流で、都市計画区域内の第3種農地で、現地調査の結果、許可相当と思います。

以上です。

続きまして、3番、申請人はアパート住まいのため、個人住宅との計画のための申請で、場所は鮮ど市場の南側、西側を市道が通り、北側と東側が宅地、南側は休耕地です。道路より低いために周りをブロックで囲み、土砂の流出を防ぎ、盛土をするそうで、道の高さにするそうです。建物は木造平屋建てで、給排水は西側市道の公共上下水道を利用する。雨水は市道側溝へ放流、ここも都市計画地域内の第3種農地で、南側の農地には十分留意するとのことで、現地調査の結果、許可相当と思います。

続きまして、4番、申請人は不動産業で、共同住宅2棟を建設するための申請で、場所は築山小学校の西北西で、玉名バイパスの南側60mから70mぐらいのところ、北側と南側は農地、東側は里道、西側は住宅地と申請地の間に位置指定道路があり、北側と東側は段違いのためにL型擁壁を設置し、土砂の流出を防ぐそうです。建物は木造2階建て2棟、2LDKが10戸、2DKが10戸、合計20戸と、駐車場が37台分、462.5㎡だそうです。給排水は公共の上下水道を利用し、雨水は雨水枡を設置し、位置指定道路を經由して市道側溝へ接続放流、周りの農地には十分配慮するとのことで、現地調査の結果、許可相当と思います。

続きまして、5番です。

申請人は熊本市内に在住していましたが、被災したために、今回玉名に個人住宅

を建設するための申請です。場所は築山小学校の東側で、糠峯団地の南西100mぐらいのところ、南側を市道に接した8区画の分譲地の一面です。建物は木造平屋建てで、境はブロックで囲むそうです。給排水は公共の上下水道を利用し、雨水は道路側溝へ放流、都市計画区域内の第3種農地で、周りは宅地で、現地調査の結果、許可相当と思います。

以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

2番から5番まで、ありがとうございました。

それでは、6番、お願いします。

○5番（浦谷幸司君） 5番、浦谷です。6番の件について説明いたします。

この畑ですけれども、ここは貸し借りということで申請が出ております。場所はトッパン印刷の南側、耕地の畑でございます、現在廃棄物の収集、処理の施設をされておりまして、その隣の畑1,337㎡のうちの692㎡を申請されております。その畑につきましては、要するに、その収集した廃棄物の保管場所と、それと車の駐車場、また従業員の駐車場ということで、何ら建物等が建たないということでございますので、雨水等も自然で処理するということでございますので、何ら問題ないということで、よろしく願いいたします。

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございました。

それでは、7番、お願いします。

○6番（縄田伊知郎君） 6番、縄田です。7番の案件について説明させていただきます。

借人は現在玉名市に在住しており、子どもさんの成長で住宅が手狭となったため、借人の妻の父の土地を借り、個人住宅を建設する計画です。申請地は、玉名バイパス寺田の信号から北側に入った榎原公民館付近となります。

事業の内容は、木造2階建て住宅を建築し、駐車場等を整備するものです。給水については、玉名市の公共上水道、生活雑排水については合併浄化槽を設置し、浄化後、南側市道側溝へ放流するとなっております。雨水については、南側市道側溝へ放流するとなっております。申請地の周辺は、南側は道路、北側、東側、西側は畑であるため、今回の事業では造成工事は行われませんが、土砂等の放流を避けるため、流出の恐れがあるところには土留めをするということでした。

以上、現地調査の結果、何の問題なく、本件については許可相当と判断いたします。以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは、8番、お願いいたします。

○7番（下川 安君） 7番の下川です。8番についてです。

場所は司ゴルフ場の東側の中山間地の谷やになるところに位置しておりまして、耕作が不便ということで、長期間耕作されていなくて荒れている農地でした。この申請地は、譲受人が所有する建設会社の施設が不足しているということで、資材や機材、駐車場などの置場として整地して賃貸にするという計画になっています。資材置場ということで、雨水の発生はなく、雨水は自然浸透、余った雨水は既存の排水路へという状況です。

被害防除としては、申請地は、北側は道路、西側が荒れている農地、それから南側は水路を挟んで山林、東側は水路を挟んで市道というそういう状況のところになっておりまして、隣接等への影響はないというふうに思っています。ただ、整備するにあたって、特に東側の市道のほうの排水路に土砂が入らないようにブロック積みなどをするというものでありまして、現地調査の結果、問題はないだろうというふうに思います。

以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは、9番、お願いいたします。

○10番（田上 一君） 10番、田上です。9番の案件を説明します。

これが先ほどの事業計画変更分の関連分です。場所は208号線からナフコの通りを500mぐらい岱明支所のほうへ行っただころですが、途中で左側にアスファルトの舗装でできた位置指定道路があります。その道路は貸人の所有名義で、現在も耕作道路として使用されておりますので、今回も申請地の進入路として使用されるものです。事業や事業面積等は546㎡で、鉄骨造りです。建築面積は122.27㎡の2階建て共同住宅です。4世帯とのことです。給排水計画としては、ナフコから南の道路、市道に公共下水道が布設されておりますので、それを利用されるそうです。雨水は位置指定道路の側溝に接続、放流して、あとは市道の側溝に放流して流すとのことです。

被害防除計画としては、境界線に沿ってブロックを積んで、その上にフェンスを計画しているとのことです。また、隣接地に建物や畑もありますが、十分な距離を確保した上で建築する計画ですので、何も問題はなく、許可相当と思いました。

以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは、次、10番、お願いいたします。

○12番（中島浩輔君） 12番の中島です。10番の案件について説明いたします。

申請者の目的は個人住宅で、木造の2階建てですので、ここは、第2種農用地区

域外になっております。場所は玉名市岱明支所の交差点より南側へ5、600m行ったぐらいの所です。東側と西側は住宅があり、南側は農地です。北側は上下水道が埋設されている市道があります。隣接する四方ともブロックが設けられています。雨水は敷砂利によって自然浸透、オーバー分は北側の市道に側溝がありますので、そこに放出されるそうです。給水と生活雑排水及び汚水は、北側の上下水道に接続されるそうです。現地調査の結果、申請計画に何ら問題ないものと思います。

以上です。

引き続きまして、11番の案件について説明いたします。

目的は個人住宅で、木造の平屋建て、譲渡人とは親子関係です。ここは第3種農地で、農用地区域外になっております。海苔生産業の後継者として頑張っておられる方です。大型機械や資材等の設置で実家のほうが手狭となり、将来的には御両親と住むような、ちょっと広めに計画をされているそうです。この場所に計画されました。ここは高道小学校の交差点より北へ300mほどで、西側には200mほど行ったところに中学校があります。東側と南側は市道で、西側には住宅があります。北側は譲渡人の農地があります。南側と西側にはブロックが設置されています。土砂の流出はありません。給水は市の上水道を利用し、雑排水は市の下水道に接続され、雨水は枡を設置し、南側の市道の側溝へ流されます。現地調査の結果、何ら問題ないものと思います。

以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは、12番は始末書が添付されておりますので、事務局より始末書を読み上げます。

○参事（松倉 司君） — 12番の案件について始末書朗読 —

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは、12番、説明をお願いいたします。

○18番（堀田昌子君） 18番、堀田です。12番の案件について説明します。

使用貸人と使用借人は夫と妻の関係です。申請地は借人の経営する会社の従業員住宅、東側、北側はみかん畑、南側は通路を挟んで貸人の倉庫、西側は排水路に面しています。給水は隣接倉庫のボーリング施設より配管して利用、生活雑排水、汚水は合併浄化槽を設置して、西側の排水路へ流します。雨水も同様に西側の排水路へ流します。

始末書にありましたとおり、故意ではなく認識不足、思い込みによるものです。現在は気付いた時点でそれ以上の作業は止めてあります。現地調査の結果、正しい地目にするため追認をお願いします

続いて、13番の案件について説明します。

譲受人はお寺さんであり、参拝客のための駐車場です。この新規の駐車場は高齢者、身障者のためのもので、ゆったりとしたスペースを計画してあります。北は通路、東、西、南ともみかん畑に面しています。駐車場ですので日照には問題ありません。境界にはブロックを積み、擁壁工事等を行い、土砂の流出を防ぎます。駐車場なので給水、生活雑排水等はありません。雨水については、下は砂利敷きですので自然浸透、オーバー分は、少し勾配がありますので西側に集水枡を設置して、境内地の排水路に流します。

現地調査の結果、許可相当と判断します。以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

ただいま担当委員の説明が終わりました。1番から13番まで、皆さん、何か御意見、御質問などはございませんでしょうか。

はい、松本委員、どうぞ。

○推3番（松本恒幸君） 推進委員3番の松本です。ちょっとあれじゃないけども、ちょっとどういうふうに申請されたかお聞きしたいことがありまして、この5番の案件、これは所有権移転をその前に設定をしてあったですね、申請を、所有権移転の申請をしてあったでしょう、これにかかる前に、売買の所有権移転を。

○局長（二階堂正一郎君） 今されているところです。

○推3番（松本恒幸君） これが所有権移転になると。

○局長（二階堂正一郎君） 5条は所有権移転と農地転用の許可、両方でございます

○推3番（松本恒幸君） ああそうやったかね。それならよかばってんたい。この場合、東京と愛知たいな、所有者が。そして各4人で持ち分があるとたい。だけん、これは農業委員会には4人そろって来らしたわけ、どぎゃん。4人とも来らした。

○参事（松倉 司君） 事務局の松倉です。今の御質問ですけれども、今回の申請については、所有者と譲渡人、譲受人の本人申請じゃなく、行政書士からの申請となっておりますので、はい。

○推3番（松本恒幸君） ああそうね、そんなとは書いとかなわからん。ばってんこれはたい、この転用申請の前に所有権移転申請はいらんとかい。

○事務局長（二階堂正一郎君） 5条の申請というのが同時に一緒にする形です。許可ですので。

○推3番（松本恒幸君） ばってんほかんとは全部そがんなどその前に、所有権移転ばせなんと、売買。4条か5条か今。

○事務局長（二階堂正一郎君） 3条は農地の話ですね、農地を農地として買うわけですね、所有権移転は。

- 推3番（松本恒幸君） 畑もばってん農地だろ。これは畑だろ、この地目は。
- 事務局長（二階堂正一郎君） 畑を農地以外の地目に変えるための申請と所有権移転の申請を同時にするのが5条です。
- 推3番（松本恒幸君） これは売買金額は入れんとたいねやっぱり。なら所有権移転の場合だけ。そうね、こら東京と愛知から全部来らしたっだろて思うたったい。なら行政書士が代表でしとらすわけね、委任状もろて。ああそうや、そのへんがたい、全然行政書士がなんも入ったもなんもわからんたい。俺はどぎゃんしてすつとよかつかねてちょっと聞きたいこともあったったい、こういう複数の地権者がおらす場合たい。なら行政書士ば出てくればよかわけね。
- 事務局長（二階堂正一郎君） 行政書士さんと本人さんたちの委任を受けて。
- 推3番（松本恒幸君） ああ、そんならよかわけね、わかりました。
- 議長（永田知博君） はい、ほかにはございませんでしょうか。
- （なしの声）
- 議長（永田知博君） それでは、ほかに御意見、御質問はないようでございますので、採決に移ります。
- 農地法第5条の規定による許可申請について、1番から13番までについて、原案どおり許可することに異議のない方は挙手をお願いいたします。
- （全員 挙手）
- 議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。
- 引き続き14番の審議に移りますが、申請人が農地利用最適化推進委員の配偶者となっておりますので、農業委員会法第24条並びに玉名市農業委員会会議規則第12条の議事参与の制限に基づき、小山久仁江推進委員の退席をお願いいたします。
- 推11番 小山久仁江君 退室 —
- 議長（永田知博君） はい、それでは、14番について説明をお願いいたします。
- 10番（田上 一君） 10番、田上です。14番を説明します。
- 場所は岱明町公民館より大野下駅の方面に5、600mぐらい行ったところ。譲受人は現在、岱明町で父親の借家に譲り人の奥さんと子ども2人の4大家族で暮らしておられますが、子どもの成長によって借家の手狭になって、個人住宅を計画されたそうです。また申請地の近くに両親も住んでおられますので、場所はこの付近、近くがいいというて決めたということでした。また、申請地の東側は住宅で、西が市道、荒尾線通りですね。南は市道、北は畑になっておりますので、南を市道にて公共下水道が布設されております。
- 計画内容としては444㎡で、木造平屋建てだそうです。117.58㎡とのことでした。給排水は玉名市上下水道、雨水は南側市道側溝に放流、生活雑排水や汚

水は公共下水道に接続、放流させてもらうとのことでした。被害防除計画としては、現状の高さのまま建築したあと、周囲はブロックを3段ぐらい積んで、隣接地のところに被害が生じないように十分注意するとのことでした。また隣接地に被害をかけた場合は、申請人の責任において回復するとのことですから、何も問題はないと考えました。

以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

ただいま、14番について担当委員の説明が終わりました。皆さん、何か御意見、御質問などはございませんでしょうか。

（なしの声）

○議長（永田知博君） 御意見、御質問もないようでございますので、採決に移ります。

農地法第5条の規定による許可申請について、14番は原案どおり決定することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございました。

異議がないものと認め、議第51号の14番については、許可することに決定しました。

小山推進委員の着席をお願いいたします。

— 推11番 小山久仁江君 入室 —

○議長（永田知博君） はい、それでは、次に議第52号、農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局に説明をお願いいたします。

○事務局長（二階堂正一郎君） 11ページをお願いいたします。

議第52号、農用地利用集積計画の決定について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について、次のとおり決定する。平成30年9月5日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博。

次の12ページから13ページの総括表と14ページから15ページまでの集計表をご覧ください。このとおり玉名市長より意見を求められております。

15ページの集計のほうですけども、今回は所有権移転が4件の16,089㎡、利用権設定が6件の31,844㎡、合計10件の47,933㎡の集積で、いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件をみたしているものと判断し、御提案しております。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございました。

ただいま事務局の説明が終わりました。何か御意見、御質問はございませんでしょうか。

(なしの声)

○議長（永田知博君） それでは採決に移ります。

議第52号、農用地利用集積計画の決定について、原案のとおり決定することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

(全員 挙手)

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございました。

異議がないものと認め、議第52号については、原案どおり決定しました。

-----○-----

## 5. 報 告

○議長（永田知博君） 次に、報告第24号について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長（二階堂正一郎君） 16ページをお願いいたします。

報告第24号、農地の賃貸借及び使用貸借解約通知書について。農地法第18条第6項の規定による合意解約及び農地使用貸借解約が成立した旨の通知を受理したので報告いたします。平成30年9月5日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博。

今回は16ページから17ページまでの7件、合計10,881㎡の解約通知を受理しております。

以上で報告を終わります。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

ただいま、報告第24号について事務局より説明がございました。皆様より御質問、御意見などはございませんでしょうか。

(なしの声)

○議長（永田知博君） それでは、御意見、御質問もないようでございますので、本日予定しておりました議案審議と報告を終わります。

-----○-----

## 6. その他

○議長（永田知博君） その他に移ります。

その他、皆さんより何かございませんでしょうか。

はい、浦谷委員、どうぞ。

○5番（浦谷幸司君） この資料ですよ、これ個人情報だけだね、これずっとたまっとって捨てるわけにはいかんけんですね。回収してもらったほうがいいかと思いま

すが、お願いしてよかでしょうか。

○事務局長（二階堂正一郎君） では、今回からここに置いていってもらってよろしいですか、回収します。

○議長（永田知博君） それで過去のその資料もお持ちでしたら、事務局のほうにお持ち込みいただいて、シュレッダーで処理するようにいたします。そうでないとなかなか燃やして廃棄するのなかなか最近では困難ですのでそのほうが良いと思います。よろしく願いいたします。

○12番（中島浩輔君） ちょっといいですか。今、ご意見出ましたけど、ひとつ前回の申請はこうだった、こう言うことを述べられてこういう請求をされて許可しましたとか、そういったものをここで今度のまた会議のときに再申請とかそういった時に、今まで何回か個人的にチェックしたところがあるんですよ。それで、今日も今年の1月からの資料をずっとかかえてきてるんです。2年間、3年間もかかえきらんから、どういったことを前回申請されたかということ、個人的にチェックする分野がちょっとできなくなるなあということ、ひとつちょっと提案させていただきます。

○11番（福田友明君） 11番の福田です。今までこの農業委員会許可したあとですかね、事業計画がそのとおりになってるかどうかの確認をするのも農業委員だと私は思うんですね。だから、きょう会議が終わって採択されたから即回収じゃなくて、普通ならばですよ、大体農業委員が終わるまで個人で管理して、そのあと処理したほうがいかがでしょうか。事業計画が本当にそのとおりになっていれば何ら問題ないと思いますけど、いかがですか。

○議長（永田知博君） 今このあと回収すると言われるのは、別に不要と言われる場合は置いていただいて、それは今、中島委員、福田委員のほうから提案があったように、やっぱり前々の段階からいろいろ調査したり符合したりする場合は結構出てきますもんね。それでそういう場合は、やっぱりちゃんと自分ところで保管していただいとるからですね、そういうのは別にかまわんと思うんです。私は結構ありますもんね、やっぱり。それで、これはほかの人に見えるようなあれはいっさいありませんので、やっぱり資料としてちゃんと保管していただいたがそれが一番いいと思います。よろしく願いいたします。

それで、別に不要だという方は、ここに置いていただくと、ちゃんと処理しますので、よろしく願いいたします。

ほかには何かございませんでしょうか。

-----○-----

## 7. 閉 会

○議長（永田知博君） それでは、慎重なる審議、本当にありがとうございました。  
これもちまして、第10回の農業委員会総会を閉会いたします。

-----○-----

閉 会 午後3時10分

以上のとおり、会議の次第を記載し、その相違ないことを証するためここに署名捺印する。

平成30年9月5日

玉名市農業委員会会長          永田 知博

農 業 委 員                      縄田 伊知郎

農 業 委 員                      下川 安